

わずらわしい事務手続きは商工会議所におまかせください

労働保険事務代行サービス

労働者を1人でも雇用していたら、
労働保険に加入しなければなりません。

労災保険

工作中的の事故やケガ、通勤途中の事故等の補償のための保険
事業所が保険料全額負担

失業の際でも生活安定のため
給付を受けるための保険
事業所と従業員で保険料負担

雇用保険

労働保険料は 基本的に従業員の給与の年間総支給額により算出。労災保険率は業種により率が決まっています。
(※危険度の高い業種は高い率で設定)雇用保険率は事業の内容により率が決まっています。

商工会議所に事務委託するメリット

- ◆ 労災加入することができない事業主や家族従業員も特別に加入可
- ◆ 労働保険料の金額に係らず 3回(7月・10月・1月)に分けて納付
- ◆ わずらわしい事務処理が軽減

対象

岡崎商工会議所会員事業所の方(中小企業の方)

事務手数料

確定保険料の5%(年間)

建設業一人親方労災保険 加入手続き

もしもの時の安心のために。

対象

- ◆ 岡崎商工会議所会員事業所の方
- ◆ 建設業(大工・左官・鳶など)
- ◆ 労働者を雇用していない経営者、事業主、家族従事者
※但し、岡崎労働基準監督署管内(岡崎・幸田地区)の事業所の方に限ります。

労災保険料

- ◆ 労災保険率は基礎日額に対し一律 19/1000
- ◆ 加入時一括前納、継続の場合は指定日までに一括前納

事務手数料

6,000円(年間)

詳細内容などのお問合せ
ご相談・お申込みは

岡崎商工会議所 中小企業相談所へ
TEL 53-6500